

和歌山県子ども食堂応援ネットワークロゴ使用取扱要領

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会

(趣旨)

第1条 和歌山県子ども食堂応援ネットワークロゴ使用ルール（以下「ロゴ使用ルール」という。）は、社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が運営する和歌山県子ども食堂応援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）のロゴ使用ルール及びデザインガイド（以下「ガイド」という。）で定めるマーク等（以下、総称して「ネットワークロゴ」という。）の使用に関する取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 ネットワークロゴを使用しようとする者（以下「使用希望者」という。）は、以下に該当する場合に限り、ネットワークロゴを無償で使用することができる。

- 1 和歌山県子ども食堂応援ネットワークの紹介を目的として使用する場合
- 2 和歌山県子ども食堂応援ネットワーク会員である者が、会員であることを周知する場合
- 3 県社協と提携関係にある者が、当該提携又はこれに関連する企画等において、ネットワークロゴを使用する場合
- 4 その他、県社協が使用を認める場合

(使用承認の申請)

第3条 使用希望者は、あらかじめ使用承認申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添付して、県社協に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、前条第2号に該当するときは、ネットワークロゴ使用届（別記第2号様式）を県社協に届け出ることをもって足りるものとする。

- 2 使用承認の申請のために県社協へ提出された関係書類は、当該使用希望者に返却しないものとする。

(使用の承認)

第4条 県社協は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは除き、必要な条件を付してネットワークロゴ使用（内容変更）承認書（別記第3号様式）を使用希望者に交付し、使用の承認を行うものとする。

- 1 主として特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとするとき。
- 2 特定の個人又は団体の売名に利用しようとするとき。
- 3 県社協及びネットワークロゴの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのあるとき。

- 4 県社協独自の事業又は県社協の認めた関連事業を推進する上で支障があると認められるとき。
- 5 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 6 次のいずれかに該当するとき。
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。
 - エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められるとき。
- 7 その他、県社協が承認することが適当でないと認めたとき。

（使用料）

第 5 条 ネットワークロゴの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第 6 条 ネットワークロゴを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 使用承認された内容により使用し、県社協の付した条件に従うこと。
- 2 ガイドにより定められた色、形等を正しく使用すること。
- 3 「和歌山県子ども食堂応援ネットワーク」と表記すること。ただし、「2 マーク」を使用する際は、表記不要とする。
- 4 ネットワークロゴを使用する権利を譲渡し、又は貸与しないこと。
- 5 商標登録及び意匠登録の出願を行わないこと。
- 6 承認に係る物品等の完成後は、完成見本等使用の状況が確認できるものを、公表する前に速やかに県社協に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- 7 県社協の求めに応じ、ネットワークロゴの使用状況について報告すること。

(承認内容の変更の申請)

第7条 使用者が使用承認の内容について変更しようとする場合は、あらかじめネットワークロゴ使用内容変更申請書(別記第4号様式)を県社協に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の使用承認については、第3条の規定を準用する。

(承認の取消し)

第8条 県社協は、ネットワークロゴの使用がこの要領又は使用承認の内容に違反していると認められるときは、当該ネットワークロゴの使用承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により使用承認を取り消された者は、当該使用承認に係る物件を使用してはならない。

3 第1項の規定による取消しは、ネットワークロゴ使用承認取消書(別記第5号様式)をもって行うものとする。

4 第1項の規定により、使用承認を取り消された者に損害が生じても、県社協はその責めを負わない。

(損害賠償)

第9条 ネットワークロゴの使用により、使用者が県社協に損害を与えたときは、県社協は、使用者に対し当該損害の賠償を請求することができる。

2 ネットワークロゴの使用承認を受けた者がネットワークロゴの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合は、使用者が責任をもって速やかに対処するものとし、県社協は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、ネットワークロゴの取扱いについて必要な事項は、県社協が別に定める。

附 則 この要領は、令和7年10月17日から施行する。

問い合わせ・申請先

和歌山県子ども食堂応援ネットワーク事務局

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 総務企画部内

電話:073-435-5224 E-mail:w-kodomo@wakayamakenshakyo.or.jp